

第8章 快適環境の現況

1. 尾道の景観保全

尾道市は、平成27年度（尾道水道が紡いだ中世からの箱庭的都市）、平成28年度（日本最大の海賊の本拠地：芸予諸島一よみがえる村上海賊の記憶一）及び平成30年度（荒波を越えた男たちが夢を紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～）の3度にわたって日本遺産に選定されました。

尾道の街並みは、市民の暮らしによって作り出され、時間の経過とともに育まれてきました。

自然環境とともに、尾道が持つ景観の素晴らしさは、国内はもとより海外へも発信されています。

一方で、市内の各所の空き家等について、課題もあります。

市としての空き家対策も始まっていますが、所有者による維持・管理が、今ある景観と調和したまちづくりには必要です。

○第2次尾道市環境基本計画

- 成果目標No.10 「自然の景色、街並み景観を美しいと感じる市民の割合」
- 成果目標No.12 「登録文化財の数」
- 成果目標No.13 「市営住宅のバリアフリー化戸数割合」
- 成果目標No.14 「身近な道路を安全に通行できると感じる市民の割合」

2. 環境美化の推進

生活をしていく中で、家庭だけではなく公共の場における美化も重要です。

尾道市では、空き缶等・たばこの吸い殻等及び犬のふんの散乱の防止に関し、市、市民等、事業者、占有者等、犬の飼い主等の責務及び必要な事項を定めることにより、地域の環境美化の促進を図り、良好な都市環境を形成することを目的として、平成8年に尾道市環境美化に関する条例を制定しました。

ごみのポイ捨て禁止や不法投棄防止に対する市民意識もアンケート調査（第4章尾道市環境基本計画13ページの相関図を参照）では満足度が低く示されています。また、野焼きの苦情も市へ多く寄せられます。

関係機関と連携して不法投棄や野焼きの防止の取り組みを進めていきます。

なお、野焼きに関しては農業残渣等、許容される野外焼却もありますが、そうした野外焼却においても近隣住民への声かけやルール作り等により、快適な環境を維持していくことが求められます。

3. ペットマナーの推進

尾道市でも多くのペットが飼われており、飼い主の多くの方がマナーを守っておられますが、残念ながら一部には首輪をつけないままでの散歩や、ふんや尿の処理をしない等の行為があるようです。

また、犬や猫を遺棄したり、無責任にエサを与えるだけの行為等により、飼い主のいない犬や猫を増やすことつながり、これらの犬や猫による威嚇、噛みつき、ふん尿等の被害を生じています。人にとっても犬や猫にとっても不幸な関係性が生まれています。

市では地域と協力し、広島県動物愛護センターや尾道市公衆衛生推進協議会との連携を図りながら保護等に取り組んでいます。

○第2次尾道市環境基本計画 成果目標No.11 「犬に関する苦情・相談件数」

